

蒲郡市液化石油ガス設備工事届出等事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の規定により、市長が行う液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「省令」という。）に基づく事務の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(液化石油ガス設備工事の届出対象施設)

第3条 液化石油ガス設備工事の届出の対象となる施設又は建築物（以下「届出対象施設」という。）は、省令第86条に定めるもののうち次に掲げるものとする。

- (1) バルク貯槽及び貯槽の貯蔵能力が500キログラムを超え、1,000キログラム未満のもの
- (2) 容器の貯蔵能力が500キログラムを超え、3,000キログラム未満のもの

(液化石油ガス設備工事の届出)

第4条 法第38条の3の規定により液化石油ガス設備工事の届出をしようとする者は、省令第88条に規定する液化石油ガス設備工事届書（様式第48）正副2通に次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 容器による貯蔵能力が500キログラムを超え、1,000キログラム未満である場合
 - ア 設備工事の内容等（第1号様式）
 - イ 気密試験検査記録の写し（チャート紙等）
 - ウ 貯蔵設備の構造図（平面図、側面図、立面図）
 - エ 配管図

- オ 貯蔵設備の位置を示す図面（火気との位置関係を明示すること）
 - カ 貯蔵設備の全景写真
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 容器による貯蔵能力が1,000キログラム以上、3,000キログラム未満である場合
- ア 前号アからカまでに掲げる書類
 - イ 供給設備の技術上の基準（第2号様式）
 - ウ 貯蔵設備と付近の状況を示す図（保安物件との位置関係を明示すること）
 - エ 障壁の図面（該当がある場合のみ）
 - オ さく、へい等の写真
 - カ 警戒標の写真
 - キ 消火器が写った写真（消火能力がわかるもの）
 - ク その他市長が必要と認める書類
- (3) バルク貯槽の貯蔵能力が500キログラムを超え、1,000キログラム未満である場合
- ア 第1号アからカまで（「貯蔵設備」とあるところを「バルク貯槽」と読み替える。）に掲げる書類
 - イ バルク供給設備の技術上の基準（第3号様式）
 - ウ バルク貯槽の付近の状況を示す図（保安物件との位置関係を明示すること）
 - エ 構造壁の図面（該当がある場合のみ）
 - オ 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の写し
 - カ 基礎部分が写った写真
 - キ 貯槽の表示が写った写真
 - ク 緊急時連絡先の表示が写った写真
 - ケ その他市長が必要と認める書類
- （液化石油ガス設備工事の届出の審査等）

第5条 液化石油設備工事届書の記載内容については、次により審査を行うものとする。

- (1) 届出者は、当該工事を行った液化石油ガス設備士又は当該設備士を雇用（委託を含む。）している特定液化石油ガス設備工事事業者であること。
- (2) 「工事に係る供給設備又は消費設備の所在地」欄は、消費設備を有する届出

対象施設の所在地を記載するものであること。ただし、供給設備の設置場所が届出対象施設の所在地から離れた場所に設置され、その記載される所在地から供給設備の設置場所が判明しない場合には、供給設備の所在地を記載するものであること。

- (3) 「当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称」欄は、届出対象施設に係る所有者又は占有者の氏名又は名称であること。
- (4) 「当該設備の使用目的」欄は、調理用、湯沸かし用、冷暖房用等と具体的に記載するほか、サービス業種の場合は、旅館業、浴場業等と記載されているものであること。
- (5) 「貯蔵設備の貯蔵能力」欄は、貯蔵設備の形態及び貯蔵設備における液化石油ガスの合計量をキログラム表示で、〇〇〇キログラム（ボンベ〇キログラム×〇本）等で記載されているものであること。
- (6) 「工事の内容」欄は、供給設備の設置及び供給設備の変更（供給管の延長）等と記載されているものであること。

2 前条各号に掲げる添付書類の審査については、別に定めるところにより行うものとする。

（特定液化石油ガス設備工事事業の届出）

第6条 法第38条の10第1項の規定により特定液化石油ガス設備工事事業を行う者は、省令第112条に規定する特定液化石油ガス設備工事事業開始届書（様式第56）正副2通に次に掲げる書類を添えて、事業の開始から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (2) 液化石油ガス設備士免状所有者名簿（免状の写しを添付）
- (3) 気密試験用器具一覧表（自記圧力計等のカタログを添付）

2 前項の届出をした者は、届出事項に変更があったときは、省令第114条に規定する特定液化石油ガス設備工事事業変更届書（様式第57）正副2通に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称を変更した場合は、登記事項証明書の写し（代表者が原本証明したもの）。ただし、相続又は譲渡・合併により事業者が変更となった場合は、前項の届出とする。
- (2) 特定液化石油ガス設備工事事業者の住所の変更をした場合は、登記事項証明

書の写し（代表者が原本証明したもの）

- (3) 法人格の変更をした場合は、登記事項証明書の写し（代表者が原本証明したもの）。ただし、事業主体を個人から法人に変更した場合は、前項の届出とする。
 - (4) 代表者の変更をした場合は、登記事項証明書の写し（代表者が原本証明したもの）
 - (5) 事業所所在地の住居表示の変更をした場合は、市長の発行する証明書。ただし、事業所の移転に伴う住所変更の場合は、前項の届出とする。
 - (6) 液化石油ガス設備士免状所有者の氏名又は住所を変更した場合は、液化石油ガス設備士免状所有者名簿及び液化石油ガス設備士免状の写し
 - (7) 液化石油ガス設備士免状所有者の人員を変更した場合は、液化石油ガス設備士免状所有者名簿及び液化石油ガス設備士免状の写し。ただし、減員した場合は、液化石油ガス設備士免状の写しの添付は必要としない。
- 3 第1項の届出をした者は、事業を廃止したときは、省令第114条に規定する特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書（様式第58）正副2通を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（届書の受付）

第7条 第4条及び前条に定める届書の審査において記載内容が充足されていると認めるときは、受付を行うとともに、副本に受付印を付し当該副本を届出者に返付するものとする。

- 2 法に規定する供給設備の技術上の基準に適合しない事項又は判明しない事項を認めるときは、届出者に是正を促し、又は説明を求めるものとする。
- 3 前項によってもなおその是正が図られないと判断するとき、消防長に關係資料を添えて上申し、法第87条第2項の規定により愛知県知事に必要な措置を要請することができる。

（報告の徴収）

第8条 市長は、法第82条第1項の規定に基づき、法の施行に必要な限度において、特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、その業務等の状況について報告させることができる。

（立入検査）

第9条 法第83条第3項の規定による特定液化石油ガス設備工事事業所及び特定液化石油ガス設備工事の施工場所等の立入検査は、次により行うものとする。

- (1) 関係者の立会いを求めること。
- (2) 特定液化石油ガス設備工事の施工場所は、当該施工場所の管理者の承諾を得ること。
- (3) 事業の業務の妨害とならないよう留意すること。
- (4) 立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示すること。
- (5) 法に規定する供給設備の技術上の基準に適合しない事項又は判明しない事項がある場合は、届出者に是正を促し、又は説明を求めること。
- (6) 前号によってもなおその是正が図られないと判断する場合は、消防長に關係資料を添えて上申し、法第87条第2項の規定により愛知県知事に必要な措置を要請すること。

(収去)

第10条 立入検査を行う職員は、法第83条第3項の規定により試験のために必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去することができる。

2 前項の規定により収去した場合は、被収去者に省令第134条に規定する収去証（様式第60）を交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。